

令和6年度 丹波市道路除雪計画（抜粋）

丹波市における降雪期（12月から翌年2月）の市道交通の確保を図るため、道路除雪計画を策定する。

平成16年度に丹波市が発足し、面積493.21k㎡の中で、延長1131.9kmという長大な市道路線を管理している状況で、除雪計画路線及び除雪作業については、合併前の事務事業一元化調整に基づき、本計画により、幹線市道を中心に積雪時及び凍結時における速やかな除雪・凍結防止剤散布作業を実施する。

1 除雪計画路線

事業者委託により、幹線市道を中心に除雪・凍結防止剤散布作業を行い、青垣地域（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく指定地域）については、集落内市道、集落を連絡する市道及び歩道（主に通学路）の除雪を実施する。（別添図面参照）

〔地域別路線数及び計画延長〕

地 域	路線数	路線延長 (m)	付 記
柏 原	10	5,380	1業者（除雪・凍結防止剤散布）
氷 上	36	43,000	2業者（除雪・凍結防止剤散布）
青 垣	283	117,625	1業者（除雪・凍結防止剤散布）、 5業者（除雪）
	（歩道）11	10,950	1業者（除雪）
春 日	25	41,717	1業者（除雪・凍結防止剤散布）
山 南	19	22,031	1業者（除雪・凍結防止剤散布）
市 島	22	30,970	1業者（除雪・凍結防止剤散布）
計	393	261,156	
	（歩道）11	10,950	

2 出動基準

除雪は、積雪深が車道部で10cm以上、歩道部で15cm以上において出動することとする。

凍結防止剤の散布は、前日の兵庫県気象情報により、丹波市の翌朝の最低気温が-3℃を下回り路面が湿潤な状態である場合、パトロールを実施し必要に応じて出動することとする。

3 除雪作業と凍結防止剤散布作業の取扱

積雪による場合は、除雪作業のみを基本作業とする。ただし、積雪及び路面凍結のある場合は、状況により凍結防止剤散布を行うものとする。

4 自助・共助による除雪等

市が指定する除雪計画路線以外の除雪については、地域での自助・共助による除雪を基本とする。また、除雪路線において除雪後の路肩堆積雪が家屋への出入り等の障害となる場合は、各利用者において撤去することとする。

1) 凍結防止剤（小袋）の設置

橋梁上や日陰等の凍結が激しい箇所、坂道等の市道においては、凍結防止剤を設置（別紙一覧）しているため、利用者が状況に応じ散布することとする。

〔設置数〕

項目	柏原	氷上	青垣	山南	春日	市島	計
設置箇所数	4	13	36	15	11	18	97
設置戸数	9	44	81	41	26	40	241

2) 除雪助成金

自治会等により、除雪などを実施された場合は、一定の要件を満たす場合に撤去費用の一部を助成する制度「丹波市大雪被害による道路通行支障物撤去費助成金交付要綱」に基づき申請し、助成金を受けることができる。

3) 小型除雪機の貸与

青垣地域においては、除雪計画路線以外の除雪に活用するための小型除雪機（各自治協議会等に1台、計4台）を貸与する。今後、運用状況や効果等を検証し、他地域への導入も検討する。

4) 雪捨て場の設置

青垣地域において、除雪後の雪を捨てる場所がない場合は、青垣町佐治地内の河川敷（別紙箇所）に搬入することができる。

<問合せ先>

丹波市建設部道路整備課（春日庁舎2階）

電話：0795-74-2550